

報告第5号

専決処分の報告について（久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和5年5月15日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和5年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

## 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第20条の2中「第21条の2において」を「第21条の2第1項において」に、「第21条の2に規定する」を「第20条の2に規定する」に改める。

第21条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第5項中「第20条第1項」を「第20条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第6項、第7項、第9項から第12項まで、第15項及び第16項中「第20条第1項の」を「第20条の」に改める。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。